

「広報きしわだ」掲載広告の募集等業務に関する委託契約書

岸和田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「広報きしわだ」の広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 「広報きしわだ」の掲載広告に関し、甲は次条に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の内容）

第2条 乙は、甲の指示に従い、以下の業務を行うものとする。

- （1）岸和田市広告収入事業実施要綱（平成20年9月1日施行）及び「広報きしわだ」広告掲載要綱（平成13年4月1日施行）に則り、「広報きしわだ」の掲載広告を募集すること。
- （2）広告データの制作等を行い、市が指定する期日までに市へ送付すること。

（広告掲載発行号）

第3条 広告掲載期間は、契約日～〇〇〇年3月31日（広報きしわだ〇〇〇年4月号掲載広告）とする。

（権利・業務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、第三者に対し業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（広告掲載料及び報告徴収）

第5条 乙は、広告掲載料として、1枠（各面最下段の2分の1。縦約7cm×横約11.3cm）につき31,000円（消費税・地方消費税を含む。以下同様）、2枠（縦約7cm×横約24.5cm）につき62,000円、1/2枠（縦約7cm×横約5.7cm）につき15,500円を甲に支払うものとする。

2 乙が広告依頼主から徴収できる広告料は、甲への納入金に1.8を乗じた金額以下とする。この金額には制作費は含まないものとする。

3 甲は、広告料及び制作費の金額について、乙に随時報告を求めることができる。

（広告掲載料の納入）

第6条 広告掲載料について、乙は甲の発行する納入通知書により、甲の指定する口座に広告掲載月の翌月末までに振り込んで支払うものとする。ただし、乙が指定日までに納入しなかった場合、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（誓約書の提出）

第7条 乙及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でない判断した場合はこの限りでない。

（損害賠償請求）

第8条 乙は、掲載広告についての責任を全て負うものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- （1）乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条に定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその損害を賠償しないものとする。

- (1) 委託業務を遂行しないとき。
- (2) 関係法令に違反し、その義務及び責任を果たさないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

3 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

4 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

5 乙は、第2項又は第3項の規定により契約を解除された場合は、違約金として請負金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

6 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

7 第5項の場合において、乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

8 甲は契約の解除によって直接生じた甲の損害の賠償を、乙に求めることができる。

(協議事項)

第10条 甲及び乙は、頭書の業務の委託契約に際し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議の上これを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

〇〇〇年 月 日

甲 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市

岸和田市長

契約担当者 市長公室広報広聴課長

乙